

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年5月12日
(平成28年4月受付分)



平成28年4月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計5件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆ネット通販でのトラブルに気をつけて！！

●事例：

携帯電話のネットショップでコートとブーツを購入した。届いたものを身に着けてみると、通常より小さめに作られているようでサイズが合わなかった。クーリング・オフできるか。

(17歳 女性)



✓ アドバイス

- インターネット通販は、パソコンの他にスマホなどからも簡単に利用でき、中高生などにも利用されています。
- しかし、購入前に実物を見たり手にとったりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルになることがあります。また、注文時の注意書きをよく読まずに注文し、「返品・交換ができなかった」といったトラブルもあります。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。返品は各々で決められた返品ルールに従った上で可能ですが、返品不可の表示がある場合は基本的に返品できないため注意が必要です。
- 面倒でも契約の詳細な内容や返品のルールについてよく確認してから申し込むようにしましょう。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第50号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
15	スマホが急に登録画面になり、解除のための空メールを送ったが、33万円支払えとメールがきた。どうしたらよいか。
19	SNSで知り合った人と連絡をとるために、コミュニティサイトに登録した。サイトから会員登録料等の名目で次々とお金を請求され、88万円振り込んだが連絡ができない。返金してもらえるか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)